様式第1号(規格 A4)(第3条関係)

(令4告示58・令5告示91・一部改正)

みどり市移住支援金支給申請書(仮申請用)

みどり市長

様

年 月 日

みどり市移住支援金支給要綱第3条第1項の規定により、みどり市移住支援金の支給 を仮申請します。

#### 1 申請者欄

T 1 HD D IM										
フリガナ						生年	月日			
氏名						年	月		日	
住所	Ŧ				電話番号					
メールアドレス										
転入年月日		年	月	日	就業 年月日		年	月		日

<sup>※</sup>転入年月日及び就業年月日の翌日から3か月が経過した時点で、別途(本)申請書を 提出してください。

2 移住支援金の内容(該当する欄に○を付けてください。)

単身・ 世帯の別		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の 人数(1の申請者は含まない。)				<b>英の</b>	人	
	上記家族の人数のうち 18 歳未満の 者(挟養の義務のある者)の人数						鵲の	人			
移住支援 金の種類		就業 (一般)		就業 (専門人材	)		テレ ワーク		起業		関係 人口

0	#11	$I \longrightarrow Z$	ァド	一二二
.3	里六门	1元の	/ )1-	┡╟┈

住所	〒
----	---

4 東京 23 区への在勤履歴(5 年以上の在勤履歴を記載)※東京 23 区の在勤者に該当 する場合のみ

期間	就業先	就業地

<sup>※</sup>東京 23 区での在勤履歴は、住民票を移す 3 か月前の時点まで続いている必要があります。また、 移住直前に東京 23 区以外での在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

<sup>□</sup>みどり市移住支援金の支給に係る審査や確認をするために必要な申請者及び世帯員の住民基本 台帳情報等の公簿等の確認を行うことに同意します。

# 様式第2号(規格 A4)(第3条関係) (令4告示58・令5告示91・一部改正)

### 就業証明書(移住支援金の仮申請用)

みどり市長 様

年 月 日

所在地 事務所等の名称 代表者氏名 電話番号 担当者名

次のとおり相違ないことを証明します。

なお、みどり市移住支援金事業に関する事務のため勤務者の勤務状況などの情報をみどり市の求めに応じて同市に提供することについて、勤務者本人の同意を得ています。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
勤務者と代表者 又は取締約など の経営を担う者 との関係	3 親等以内の親族に該当しない

# 様式第3号(規格 A4)(第3条関係) (令4告示58・令5告示91・一部改正)

### 就業証明書(移住支援金の仮申請用)

みどり市長 様

年 月 日

所在地 事務所等の名称 代表者氏名 電話番号 担当者名

次のとおり相違ないことを証明します。

なお、みどり市移住支援金事業に関する事務のため勤務者の勤務状況などの情報をみどり市の求めに応じて同市に提供することについて、勤務者本人の同意を得ています。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
転職先への定着 の意思	特定のプロジェクト等の目的達成後に離職することが前提で はない
カテゴリ	<ul><li>□ プロフェッショナル人材事業</li><li>□ 先導的人材マッチング事業</li></ul>

様式第4号(規格 A4)(第3条関係) (令4告示58・令5告示91・一部改正)

就業証明書(移住支援金の仮申請用)

みどり市長 様

年 月 日

所在地 事務所等の名称 代表者氏名 電話番号 担当者名

次のとおり相違ないことを証明します。

なお、みどり市移住支援金事業に関する事務のため勤務者の勤務状況などの情報をみどり市の求めに応じて同市に提供することについて、勤務者本人の同意を得ています。

勤務者名		
勤務者住所		
(移住前)		
勤務者住所		
(移住後)		
勤務先部署の		
所在地		
勤務先電話番号		
移住の意思	所属先企業等からの命令(車はない	伝勤、出向、出張、研修等含む)で
業務内容	移住後も、移住前の業務を	引き続き行っている
交付金による 資金提供		可国家構想交付金(デジタル実装タ型))又はその前歴事業による資金
勤務先へ行く	週・月・年	回程度 / 行くことはない
頻度	/その他 (	)
移住後の通勤		4ms.
手当の有無※	□有 	

※ ここでいう通勤手当とは、定期券などによる定額支給を指します。実費分の支給 (東京都に行った回数だけ支給する等)の場合は、ここでいう手当には含まれません。

## 様式第5号(規格 A4)(第3条関係)

(令4告示58・追加、令5告示91・一部改正) 関係人口要件に係る認定申請書(仮申請用)

みどり市長 様

年 月 日

関係人口要件に係る認定を受けたいので、みどり市移住支援金支給要綱第3条第1項の規定により、次のとおり提出します。

## 1 申請者欄

フリガナ		
氏名	生年月日	
住所	電話番号	
メールアドレス		

## 2 移住支援金の内容(該当する欄に○を付けてください。)

単身・ 世帯の別		単身		世帯 世帯の場合は同時に移住した家族の人数(1の申請者は含まない。)				英の	人	
	上記家族の人数のうち 18 歳未満の 者(扶養の義務のある者)の人数						鵲の	人		
移住支援 金の種類		就業		就業 (専門人材)	)	テレ ワーク		起業		関係 人口

## 3 関係人口の該当要件及び添付書類(該当する欄に○を付けてください。)

## (1) 選択要件①

チェック欄	該当要件	チェック欄	添付書類
	みどり市ふるさと思いやり		ふるさと思いやり寄附金受領証明書
	寄附金を行った者		の写し
	みどり市ふるさと応援団団員		ふるさと応援団団員証

## (2) 選択要件②

チェック欄	該当要件	チェック欄	添付書類
	本市に所在する新築、建売又		取得仕党に扱き初始書の写 l
	は中古の住宅を取得したこと		取得住宅に係る契約書の写し
	本市に本社を置く企業に週 20		
	時間以上の無期雇用契約に基		就業証明書(仮申請用)(様式第2号)
	づいて就業したこと		

## (3) 必須要件

チェック欄	該当要件	チェック欄	添付書類
	40 歳未満であること		住民票の写し

様式第6号(規格 A4)(第3条関係)

(令4告示58・旧様式第5号繰下、令5告示91・一部改正)

年 月 日

様

みどり市長

印

みどり市移住支援金事業に係る移住支援金仮申請書の審査結果について

年 月 日付けで仮申請のあった、みどり市移住支援金について、みどり市移 住支援金支給要綱第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり審査結果を通知します。

記

1 移住支援金の申請要件を満たすことになります

みどり市移住支援金支給要綱第 4 条の規定に基づき、 年 月 日(本市への転入日 又は就業日【就業の要件で申請した場合のみ】のいずれか遅い方の翌日から起算して 3 か月が満了した日)から 年 月 日(転入日から 1 年を超えない日)の間に、(1)~(4) の書類を提出し、申請を行ってください。

- (1) みどり市移住支援金支給申請書(本申請用)(様式第6号)
- (2) 写真付き身分証明書の写し
- (3) 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し
- (4) 就業証明書(移住支援金の本申請用)(様式第7号) (就業の要件で申請した場合のみ)

0	投仕士控入の	、由き悪化せが悪た。	1 ブハナル)
4	1/2/11 X 1左/15 ()	)申請要件を満た	ししいません

(理由)				

# 様式第7号(規格 A4)(第4条関係) (令5告示91・全改)

(表)

年 月 日

みどり市長

様

## みどり市移住支援金支給申請書(本申請用)

みどり市移住支援金の支給を受けたいので、みどり市移住支援金支給要綱第4条の規 定により、次のとおり申請します。

## 1 申請者欄

フリガナ		生年月	月日	
氏名		年	月	日
住所	電話 番号			
メールアドレス				

## 2 移住支援金の内容(該当する欄に○を付けてください。)

単身・ 世帯の別		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数(1の申請者は含まない。)			英の	人	
	上記家族の人数のうち 18 歳未満の 者(扶養の義務のある者)の人数					人				
移住支援 金の種類		就業 (一般)		就業 (専門人材	)	テレ ワーク		起業		関係 人口

## 3 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください。)

別紙「移住支援金の支給申請に関す る誓約事項」に記載された内容につ いて	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙「みどり市移住支援金事業に係 る個人情報の取扱い」に記載された 内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から 5 年以上継続して、みどり市に居住し、かつ、地域の担い手となる意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
(就業・起業の場合のみ記載) 申請日から 5 年以上継続して、就 業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
(一般の就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役な どの経営を担う者との関係	A. 3 親等以内の親族 に該当しない	B. 3 親等以内の親族 に該当する

# (裏)

(テレワークの場合のみ記載) みどり市への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令で ある
(18 歳未満の世帯員を帯同している 場合のみ記載) 世帯員の扶養の義務について	A. 扶養の義務がある 者である	B. 扶養の義務がある 者でない

<sup>※</sup>各種確認事項のBに○を付けた場合は、移住支援金の支給の対象となりません。

# 4 移住後の生活状況(テレワークの場合のみ記載)

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く 頻度	週 · 月 · 年 回程度 / 行くことはない / その他 ( )

### 移住支援金の支給申請に関する誓約事項

- 1 みどり市移住支援金事業に関する報告及び立入調査について、みどり市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 みどり市移住支援金の支給に係る審査や確認をするために必要な申請者及び世帯員の住民基本台帳情報等の公簿等の確認を行うことに同意します。
- 3 以下の場合には、みどり市移住支援金支給要綱第 6 条の規定に基づき、移住支援金の全部又は一部を返還します。
- (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合:全額
- (2) 移住支援金の申請日から3年未満にみどり市以外の市区町村に転出した場合:全額
- (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職(一般、専門人材 又は関係人口として就業した職)を辞した場合:全額
- (4) 移住支援金の要件を満たす起業支援金の交付決定を取り消された場合:全額
- (5) 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内にみどり市以外の市区町村に転出した場合: 2分の1の額

#### みどり市移住支援金事業に係る個人情報の取扱い

みどり市は、群馬県移住支援金事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。また、みどり市は、当該個人情報について、群馬県又は他の都道府県において実施する移住支援金事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

## 様式第8号(規格 A4)(第4条関係)

(令4告示58・一部改正・旧様式第7号繰下、令5告示91・一部改正)

就業証明書(移住支援金の本申請用)

みどり市長 様

年 月 日

所在地 事務所等の名称 代表者氏名 電話番号 担当者名

次のとおり相違ないことを証明します。

なお、みどり市移住支援金事業に関する事務のため勤務者の勤務状況などの情報をみどり市の求めに応じて同市に提供することについて、勤務者本人の同意を得ています。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
勤務状況	最上段に記載された勤務者は、証明日時点で当社に 3か月以上継続勤務していることに相違ありません。
応募受付年月日	
※就業要件の	
<u>場合</u>	

様式第9号(規格 A4)(第5条関係)

(令4告示58・一部改正・旧様式第8号繰下、令5告示91・一部改正)

年 月 日

様

みどり市長

印

#### みどり市移住支援金事業に係る移住支援金の支給決定通知書

次のとおり移住支援金を支給することを決定しましたので、みどり市移住支援金支給 要綱第5条の規定により通知します。

(4) 4 4 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ш
移住支援金	円

### ○振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。 ※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名:

振込先口座番号(下3桁):

振込先口座名義:

#### (備考)

- 1 みどり市は、みどり市移住支援金支給要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
- ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合:全額
- 申請日から3年未満にみどり市以外の市区町村に転出した場合:全額
- ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職(一般、専門人材又は関係人口として就業 した職)を辞した場合:全額
- ・移住支援金の要件を満たす起業支援金の交付決定を取り消された場合:全額
- ・申請日から3年以上5年以内にみどり市以外の市区町村に転出した場合:2分の1の額
- 2 みどり市は、みどり市移住支援金支給要綱の規定に基づき、みどり市移住支援金事業が適切 に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立 入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、 備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用について
- ・この通知書は【フラット 35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット 35】地方移住支援型の金利引下げの適用を 受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対するフ【フラット 35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、支給決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。